

令和7年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R7.10.28	R7.11.11	監査委員への以下の開示請求において請求人に開示した文書（開示請求書、開示通知書、不開示通知書及び通知書に同封した資料は含まない） ・平成29年度 公文書開示（8月決定分） 月整理番号1 請求年月日 H29.8.7 ・令和元年度 公文書開示（2月決定分） 月整理番号1 請求年月日 R2.2.5 ・令和元年度 公文書開示（3月決定分） 月整理番号2 請求年月日 R2.3.12						1									当該公文書は3年保存の公文書であり、既に廃棄済であり、現在は存在しない。	監査事務局総務課	
2	R7.10.28	R7.11.11	以下の監査委員への開示請求に関する開示請求書、開示決定通知書、不開示決定通知書（不開示の根拠、理由等の通知時に同封した資料を含む） ・平成29年度8月決定分 月整理番号1 ・平成30年度8月決定分 月整理番号1 ・平成30年度8月決定分 月整理番号2 ・平成30年度9月決定分 月整理番号1 ・令和元年度2月決定分 月整理番号1 ・令和元年度3月決定分 月整理番号2 月整理番号等は、監査事務局サイト「監査事務局トップ>組織情報>情報公開ポータル>公文書開示」の情報による。 なお、開示した文書は含まない。請求人の個人識別情報は墨消し等の処理のこと。						1									当該公文書は3年保存の公文書であり、既に廃棄済であり、現在は存在しない。	監査事務局総務課	
3	R7.10.28	R7.11.11	以下の監査委員への開示請求に関する開示請求書、開示決定通知書、不開示決定通知書（不開示の根拠、理由等の通知時に同封した資料を含む） ・令和2年度12月決定分 月整理番号1 ・令和4年度11月決定分 月整理番号1 ・令和4年度11月決定分 月整理番号2 ・令和4年度11月決定分 月整理番号3 月整理番号等は、監査事務局サイト「監査事務局トップ>組織情報>情報公開ポータル>公文書開示」の情報による。 なお、開示した文書は含まない。請求人の個人識別情報は墨消し等の処理のこと。	15	1						1	1							(7条2号) 特定の個人の情報を識別することができる情報であるため。 (7条3号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。	監査事務局総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
4	R7.10.29	R7.11.11	「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める件」の監査結果P7 “当該委託契約書及び当該委託仕様書等に基づき適正に行われているかについて監査対象とした”の履行に際して使用した当該契約の契約書及び仕様書。 また、当該仕様書及び契約書の入手経路を示す文書。 なお、契約書の印影は不開示とし、その他不開示部分がある場合は、東京都情報公開条例第8条、第13条及び最判平4・12・10（判時1453・116）に従い部分開示及び不開示の範囲と根拠を請求人が了知可能なものとされたい。	1														請求に係る公文書については、作成及び取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	監査事務局総務課
5	R7.10.29	R7.11.11	「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める件」の監査結果P8 “若年被害女性等支援事業の実施について”によれば”としている。については監査の事実確認に使用した国の技術的助言である「若年被害女性等支援事業の実施について」。 また、当該文書の入手経路を示す文書。 なお、不開示部分がある場合は、東京都情報公開条例第8条、第13条及び最判平4・12・10（判時1453・116）に従い部分開示及び不開示の範囲と根拠を請求人が了知可能なものとされたい。	1														請求に係る公文書については、作成及び取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	監査事務局総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
6	R7.10.30	R7.11.11	<p>監査委員の開示決定のうち、令和4年度11月決定分 月整理番号1と2*は「非公開としている監査委員の審議の内容」のため東京都情報公開条例第7条第5号に該当とし全部不開示としている。当該決定に関する以下の文書。</p> <p>1. 監査委員の審議を非公開又は情報開示の対象外と明示的に規定した規則等 2. 仮に規則等で公表を義務付けてないことをもって非公開であり条例第7条第5号に該当と解釈した場合は、当該解釈の根拠（判例、解説書等）及び当該条項適用の検討資料 なお、通知にあたっては1、2の何れに該当する部分か判別できるようになされたい。また、不開示部分がある場合は、東京都情報公開条例第8条、第13条及び最判平4・12・10（判時1453・116）に従い不開示の範囲と根拠を請求人が了知可能なものとされたい。 ※月整理番号等は、監査事務局サイト「監査事務局トップ>組織情報>情報公開ポータル>公文書開示」の情報による。</p>	1															1. 請求に係る公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しない。 2. 請求に係る公文書は、作成の事実が確認できないものであり、現に保有しておらず、存在しない。	監査事務局総務課
7	R7.10.30	R7.11.11	<p>監査委員の開示決定のうち、「令和4年度11月決定分月整理番号4」等の東京都被害女性等支援事業の監査に関する請求に対しては、東京都情報公開条例第7条第6号に該当している。</p> <p>については、当該決定に関する以下の文書。</p> <p>1. 監査についてはイに支障の内容を規定しているが、イではなく柱書を引用している。ついては監査委員が想定した支障の内容について請求人が了知し得る記録が記された文書 2. 東京都情報公開条例第7条第6号の適用の検討資料 なお、通知にあたっては1、2の何れに該当する部分か判別できるようになされたい。また、不開示部分がある場合は、東京都情報公開条例第8条、第13条及び最判平4・12・10（判時1453・116）に従い不開示の範囲と根拠を請求人が了知可能なものとされたい。 ※月整理番号等は、監査事務局サイト「監査事務局トップ>組織情報>情報公開ポータル>公文書開示」の情報による。</p>	1															請求に係る公文書は、作成の事実が確認できないものであり、現に保有しておらず、存在しない。	監査事務局総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
8	R7.10.30	R7.11.11	<p>監査に関する開示請求は、令和2年度12月決定分月整理番号1までは部分開示としているが、令和4年度11月以降は一転して全部不開示となっている。この開示方針の大幅な変更に関する以下の文書</p> <p>1. 開示方針の変更を必要とした根拠の文書（例：条例や規則等の改定） 2. 開示方針の検討資料</p> <p>なお、通知にあたっては1、2の何れに該当する部分か判別できるようにされたい。また、不開示部分がある場合は、東京都情報公開条例第8条、第13条及び最判平4・12・10（判時1453・116）に従い不開示の範囲と根拠を請求人が了知可能なものとされたい。</p> <p>※月整理番号等は、監査事務局サイト「監査事務局トップ>組織情報>情報公開ポータル>公文書開示」の情報による。</p>					1											監査事務局総務課	
9	R7.11.7	R7.11.19	<p>以下の監査委員への開示請求に関する開示請求書、期間延長通知書、開示決定通知書、不開示決定通知書（不開示の根拠、理由等の通知時に同封した資料を含む）、請求の補正に関する文書等、請求人に通知又は取得した文書。</p> <p>令和5年度9月決定分 No1、No2 令和4年度3月決定分 No1 令和4年度1月決定分 No4</p> <p>Noは、監査事務局サイト「監査事務局トップ>組織情報>情報公開ポータル>公文書開示」の月整理番号を示す。</p> <p>なお、開示した文書は含まない。請求人の個人識別情報は墨消し等の処理のこと。</p>	14	1					1	1								(7条2号) 特定の個人の情報を識別することができる情報であるため。 (7条3号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。	監査事務局総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
10	R7.11.7	R7.11.19	令和5年度9月決定分 №1、№2のうち期間延長通知書						1										当該公文書は1年保存の公文書であり、既に廃棄済のため、現在は存在しない。	監査事務局総務課
11	R7.11.14	R7.11.27	「東京都若年被害女性等支援事業の各委託契約等は地方自治法等に違反しているとして、各委託料の返還を求める住民監査請求監査結果」に記載の証拠書面中以下の文書 2 東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（令和3年2月22日付2福保子育第2938号） 11 法人B事業報告書（令和2年10月期） なお、通知にあたっては1、2の何れに該当する部分か判別できるようにされたい。また、不開示部分がある場合は、東京都情報公開条例第8条、第13条及び最判平4・12・10（判時1453・116）に従い不開示の範囲と根拠を請求人が了知可能なものとされたい。						1				1		1				当該公文書は、東京都情報公開条例第7条第3号により、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、同条第6号により、都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、開示をしない。	監査事務局総務課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。